破産手続における保全管理命令変更

平成２９年（フ）第８５６号

東京都江戸川区南葛西３－９－20、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田神保町１丁目23番地

債務者　日本地図共販株式会社

保全管理人　早川　　学

主文　当裁判所が平成29年２月10日に発した保全管理命令に、主文第３項として「保全管理人は、あらかじめ裁判所の許可を得た場合を除き、平成29年２月10日以前の原因に基づいて生じた一切の債務（債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務並びに債務者の水道光熱費及び通信に係る債務を除く。）を弁済してはならない。」と加える。

平成29年２月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７号

東京都江戸川区南葛西３－９－20、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田神保町１丁目23番地

債務者　株式会社キョーハンブックス

保全管理人　早川　　学

主文　当裁判所が平成29年２月10日に発した保全管理命令に、主文第３項として「保全管理人は、あらかじめ裁判所の許可を得た場合を除き、平成29年２月10日以前の原因に基づいて生じた一切の債務（債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務並びに債務者の水道光熱費及び通信に係る債務を除く。）を弁済してはならない。」と加える。

平成29年２月13日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６４号

兵庫県尼崎市武庫元町１丁目18番１号

債務者　有限会社エムエムケイ

代表者代表取締役　三木　孝夫

1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川口　丹子

4　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時15分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号

富山市山田湯1017番地

債務者　山田温泉株式会社

代表者代表取締役　大源加奈子

1　決定年月日時　平成29年２月17日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴

4　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前11時

富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９７号

千葉県山武郡九十九里町不動堂825番地80

債務者　テリコスサイエンス株式会社

代表者代表取締役　中村　俊司

1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦

4　破産債権の届出期間　平成29年３月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午前11時

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２号

群馬県みどり市大間々町大間々1090番地の３

債務者　有限会社中里ソーイング

代表者代表取締役　中里　紀子

1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　土坂　和也

4　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前11時

前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８号

兵庫県川西市大和西３丁目11番地の８

債務者　竹島紀久雄

1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中島　健治

4　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前10時

6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号

福岡県太宰府市都府楼南４丁目12番５号　サンシティ伍番館１号

債務者　植田　竜太

1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで

福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１１号

宮城県石巻市渡波字黄金浜53番地の３

破産者　有限会社阿部篤商店

1　決定年月日　平成29年２月16日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３４号

福島県いわき市郷ケ丘２丁目54－１

破産者　特定非営利活動法人シニア人財倶楽部

1　決定年月日　平成29年２月16日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２１１９号

大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番２号

破産者　株式会社リーベン

1　決定年月日　平成29年２月16日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５６号

熊本県八代市上野町1356－１、住民票上の住所熊本市東区南町18番32号

破産者　野田　秀一

1　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで

2　一般調査期日　平成29年４月18日午後１時30分

平成29年２月17日　熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１８３号

大分市豊海５丁目４番７号

破産者　株式会社ケンズ

1　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで

2　一般調査期日　平成29年３月14日午前11時30分

平成29年２月16日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６９５号

北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番20－303号

破産者　清田　文子

1　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで

2　一般調査期日　平成29年４月14日午後１時15分

平成29年２月15日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２８号

沖縄県宜野湾市愛知１丁目５番15号　比嘉ファッションビル１Ｆ－２

破産者　有限会社二光堂

1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで

2　一般調査期日　平成29年４月25日午後２時30分

平成29年２月15日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２４２３号

奈良県北葛城郡王寺町太子１丁目15番10号

破産者　センチュリーサービスこと　麻生　憲治

法定代理人成年後見人　麻生　悦子

1　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで

2　一般調査期日　平成29年４月20日午後２時30分

平成29年２月16日

大阪地方裁判所第６民事部